保育所等利用申込み・継続利用児童現況調査及び

教育・保育給付認定に関する確認書兼同意書

下記の内容をお読みになり、□同意欄のチェック及び申請者（保護者）にご署名ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 確認・同意事項 | 同意欄 | |
| 新規 | 継続 |
| 申請内容 | 申込み内容が事実と異なる場合や提出書類に虚偽（無断作成、偽造、改ざんを含む）があった場合、必要書類が提出されない場合は、入所（内定）取消又は退所となる場合があります。 | □ | □ |
| 利用申込み及び認定(変更)申請に必要な書類は、必ず提出期限までに提出してください。書類が提出されない場合は、利用調整及び認定が行えません。 | □ | □ |
| 「教育・保育施設利用のしおり」を読み、内容について了解しました。 | □ | □ |
| 提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、事前にコピーをしてください。 | □ | □ |
| 保育の必要性の証明 | 提出された就労証明書等を基準として入所の審査・調整をしています。申込後及び入所後に就労実働時間の変更や産前・育児等の休暇の取得、退職、退学等の変更が生じた場合は、速やかに認定変更の手続きを行ってください。 | □ | □ |
| 支給認定や雇用期間等の終了時期には、更新のため、終了前に必要な書類を提出してください。 | □ | □ |
| お子様の在園中に育児休業を取得される場合、育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。なお、職場復帰後は、１４日以内に復職証明書を提出してください。 | □ | □ |
| 求職活動での保育所等利用期間は、認定から９０日までとなります。期間内に就労されないまま、利用する保育所等が受入人数を上回っている状態又は申立内容に虚偽がある場合は、退所および認定取消される場合でも同意し、審査請求することはありません。 | □ | □ |
| 保育の必要性が無くなった場合や市外に転出される場合は、利用申込取下げまたは退所届を提出してください。 | □ | □ |
| 施設 | 利用可能年齢に上限がある施設は、就学前までの利用を希望されている場合でも実際の利用期間が短くなります。卒園後に他の施設での保育を希望される場合は、卒園する年度に新規利用の申込みが必要です。 | □ | □ |
| 保育料 | 保育料無償化に係る助成額は、保護者等の市民税所得割額及び均等割額により算定し決定します。 | □ | □ |
| 決定した助成額等について、入所している教育・保育施設等へ提示することがあります。 | □ | □ |
| 手続き | 証明書等の記載内容にご不明な点があった場合は、証明書の発行元に問い合わせをします。 | □ | □ |
| 市や園からの連絡には必ず応じます。市からの連絡に応じない場合、市職員が保護者の職場への訪問又は電話をし、保護者と連絡をとります。 | □ | □ |
| 年に一度、現況届の提出が必要になります。（保育の必要性を確認いたします） | □ | □ |
| 選考 | 利用調整前の入園可否、選考に関すること、選考内容・結果等に関するお問い合わせについては、お答えできません。 | □ |  |

**以上の内容を確認及び同意し、順守します。**

**令和　　年　　月　　日　　　　　保護者署名**